

# 地方公共団体における公文書管理の取組調査（令和6年7月）

## 1. 趣旨

- 地方公共団体については、[公文書等の管理に関する法律第34条](#)において、同法の趣旨にのっとり、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないとされている。  
また、[公文書館法](#)にも、地方公共団体が、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すること等が規定されている。
- こうした規定を踏まえ、[地方公共団体における公文書の適切な管理に関する一層の取組を促すため、歴史公文書等の保存等に関する取組状況の「見える化」を図ることを目的として](#)、調査を行い、各団体の回答を[内閣府ホームページに掲載するもの](#)。
- 本調査は、前回令和4年4月の調査に続き実施。

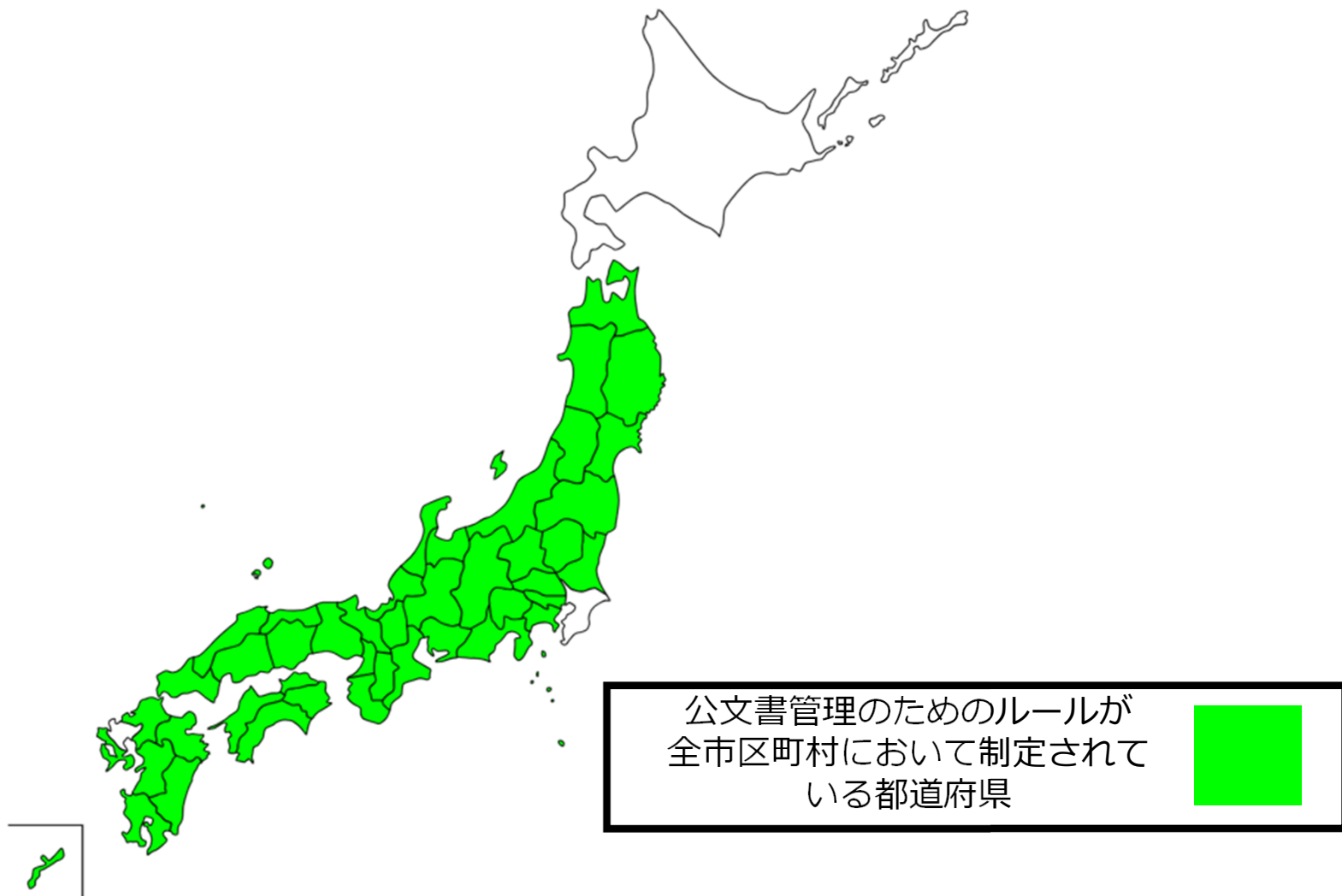
## 2. 調査の方法

- ①調査対象：全ての都道府県、市区町村(1741団体)（都道府県経由）
- ②調査時点：令和6年4月1日時点
- ③調査項目：1) 公文書管理のルール  
2) 歴史公文書の保存及び利用のルール  
3) 歴史公文書を保管する施設  
4) 電子的管理

# 3. 結果の概要

## (1) 公文書管理のルール<sup>1</sup>の制定状況

- 全都道府県でルールを制定（うち、**条例は19団体**（前回は15団体））
- **ルールが制定されている市区町村は、1,733団体**（99%）（前回は1,694団体）  
（**44都府県**で管内の全市区町村でルールを制定（前回は36都府県））

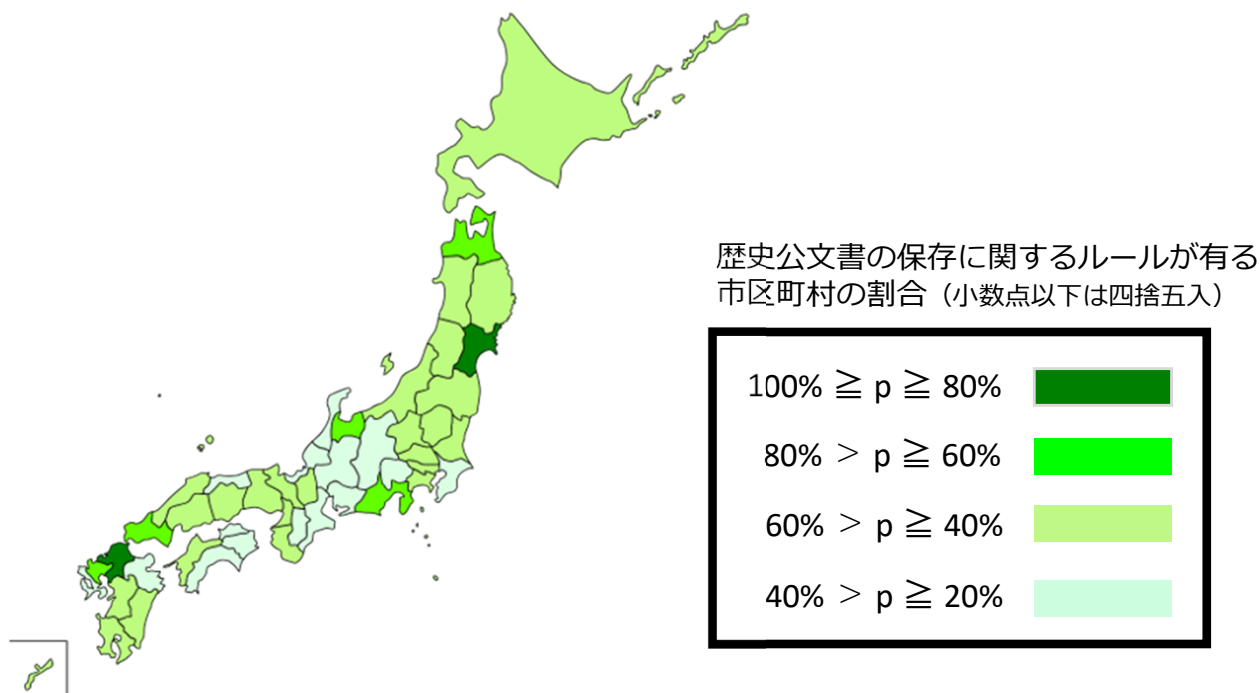


## (2) 歴史公文書の保存及び利用に関するルールの制定状況

### 〈保存に関するルール〉

- 歴史公文書の保存に関するルールが有るとする都道府県は**47団体**
- 歴史公文書の保存に関するルールが有るとする市区町村は**821団体**

※前回調査では歴史公文書に関するルールについて照会した結果、当該ルールが有るとした都道府県は45団体、市区町村は814団体であった。



### 〈利用に関するルール〉

- 歴史公文書の利用に関するルールが有るとする都道府県は**41団体**
- 歴史公文書の利用に関するルールが有るとする市区町村は**203団体**

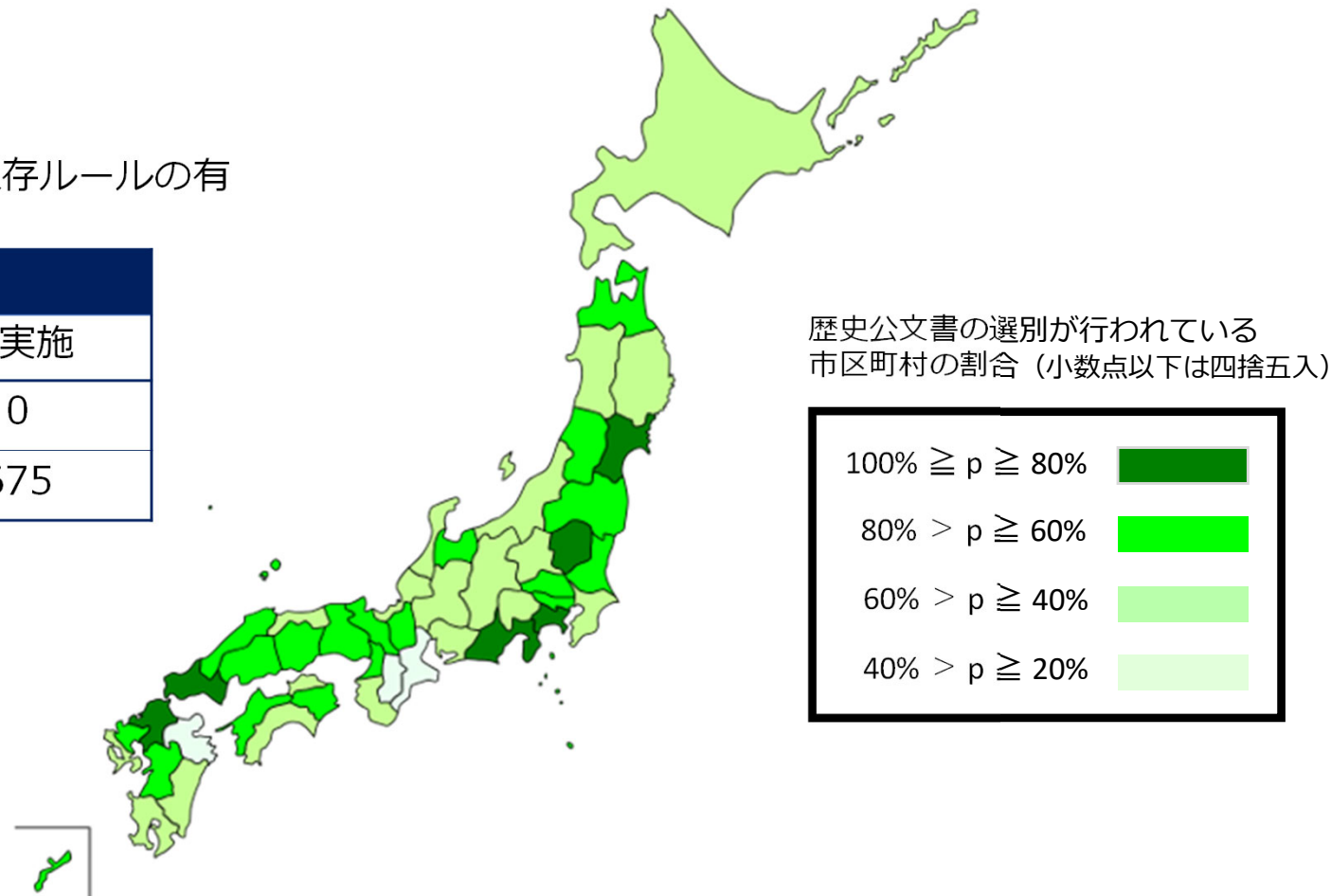
※歴史公文書の利用に関するルールが無いと回答した団体においても、情報公開の手続で対応しているとの回答が多数みられた。

### (3) 歴史公文書の選別状況

- 歴史公文書の選別が行われている都道府県は47団体（前は45団体）
  - 歴史公文書の選別が行われている市区町村は1,066団体（61%）  
（前は1,056団体）
- （（2）で 保存に関するルールが有るとする821団体の全てで選別を実施）

市区町村における歴史公文書の保存ルールの有無と選別状況（団体数）

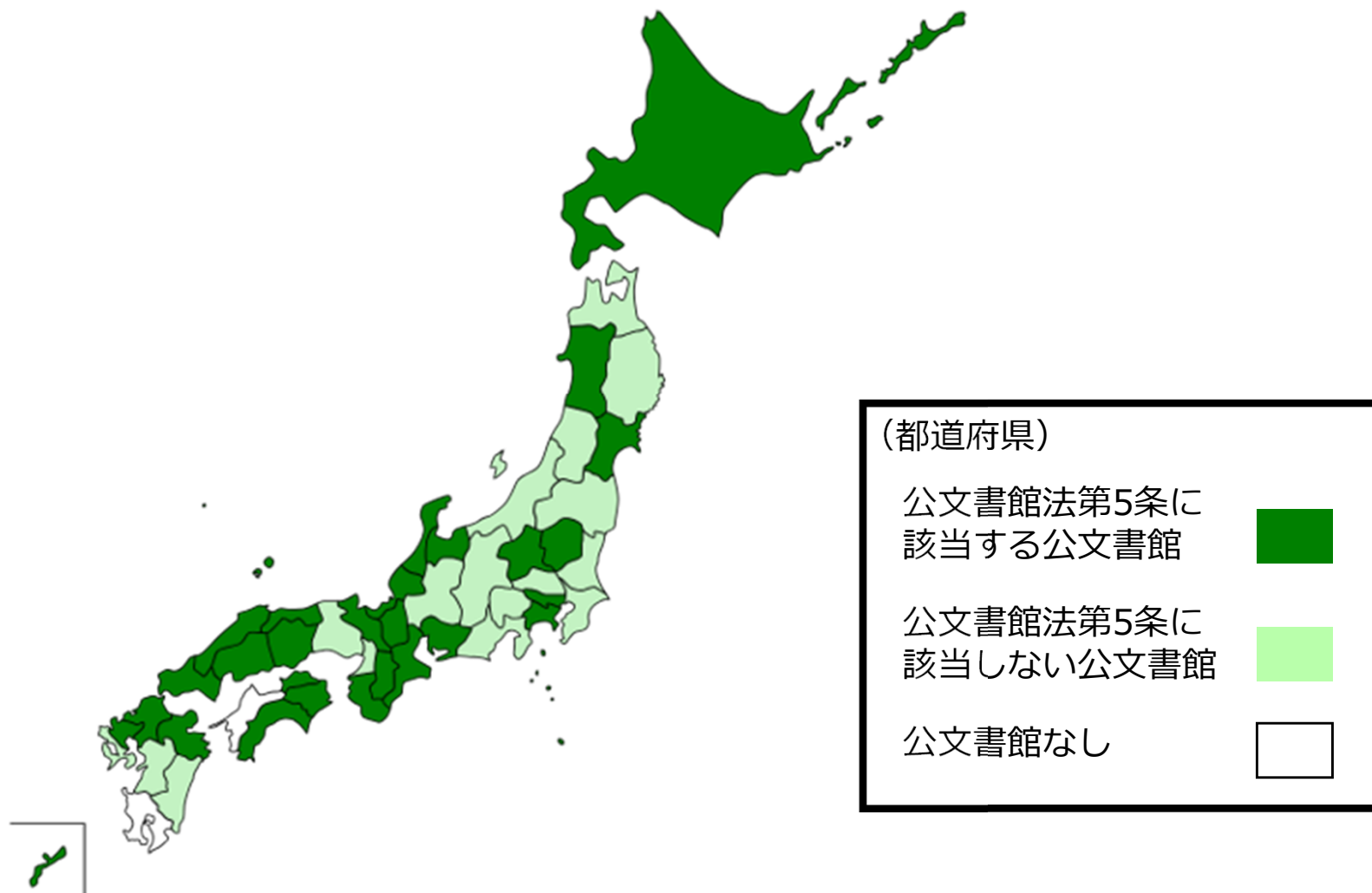
|     |   | 選別  |     |
|-----|---|-----|-----|
|     |   | 実施  | 未実施 |
| ルール | 有 | 821 | 0   |
|     | 無 | 245 | 675 |



## (4) 公文書館の設置状況

- 公文書館が設置されている都道府県は45団体 (96%) (前回は43団体)  
(※未設置の愛媛県、鹿児島県においては公文書館等の設置に向けた検討が進められている)
- 公文書館法第5条に該当する公文書館 (条例設置) であると回答した都道府県は29団体 (62%)、市区町村は62団体

※福岡共同公文書館は1団体として計上



## (5) 文書管理システム(※)の導入状況

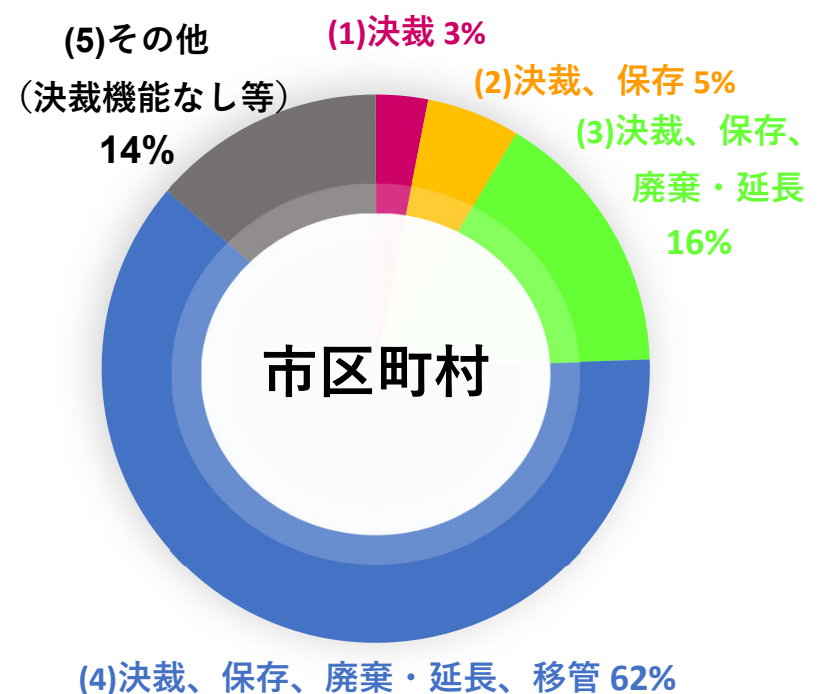
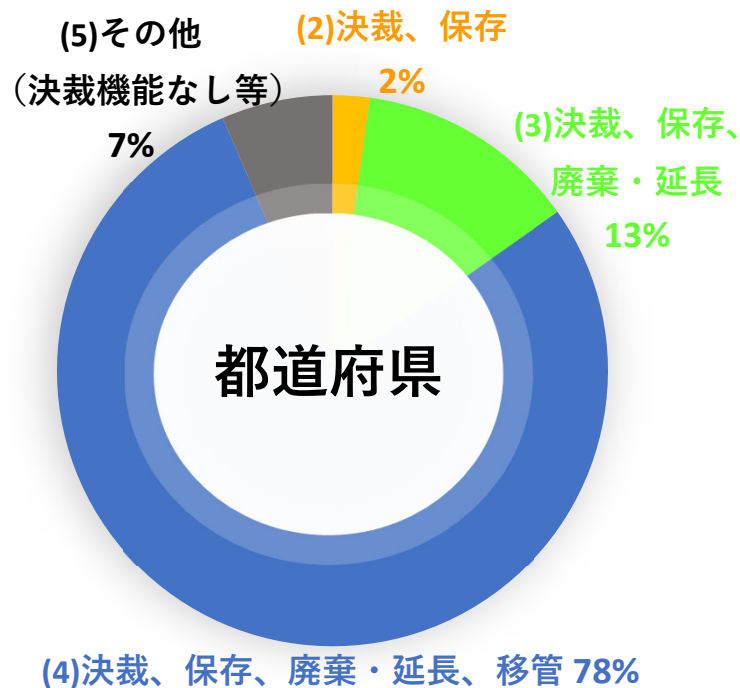
※文書管理システムとは、文書の作成・取得から整理・保存・移管等に至る文書のライフサイクルを管理するシステム。

- **文書管理システムを導入している都道府県は46団体**  
(※宮崎県については、令和7年度より導入予定)
- **文書管理システムを導入している市区町村は944団体 (54%)**

### 文書管理システムの対象範囲

文書管理システムの対象範囲は、「決裁」「保存」「廃棄・延長」「移管」が全て含まれるとする割合が最多。

※「移管」には歴史公文書を庁舎内の保管場所に移管する場合、原課から文書管理担当部局に所管を移す場合など、多様なケースが含まれる。また、システム上は移管機能を備えているが、実態として移管はできていないとする地方公共団体もみられる。



## 4. 様々な取組事例

### ○歴史公文書についての取組

- ・ 歴史公文書の定義は、地方公共団体によって様々だが、以下のような例が挙げられる。
  - － 歴史的・文化的価値を有すると認める文書（宮城県塩竈市、石川県加賀市 等）
  - － 市史や町史の資料となる重要な文書（福井県南越前町、広島県大竹市 等）
  - － 条例等の例規や議会会議録等（兵庫県加西市 等）
  - － 東日本大震災関連文書又は東日本大震災関連を含む文書（岩手県宮古市、宮城県仙台市 等）
  - － 新型コロナウイルス感染症に関連する文書（東京都西東京市、兵庫県芦屋市 等）
  - － 町村合併前や合併に関する文書（宮城県栗原市、熊本県阿蘇市 等）
- ・ 福岡県では、県と市町村（北九州市・福岡市以外）が公文書館を共同運営し、管内の全市町村で歴史公文書を永久保存するようにしている。
- ・ 文書管理規則内に定めた保存期間に準じて歴史公文書の選別を行っている地方公共団体がある一方、神奈川県逗子市では、文書管理規則とは別に歴史公文書の具体的な選別基準を定め、選別を行っている。

### ○電子的管理の取組

- ・ 文書管理に関する規則・規程で文書管理システムによる電子決裁を原則と定めている。  
（神奈川県横浜市、石川県野々市市、滋賀県近江八幡市、宮崎県小林市 等）
- ・ ルールにおいて、紙である收受文書について、原則として電子文書に変換するものとするとの規定を置いている。（大阪府吹田市、大阪府豊中市 等）
- ・ 紙媒体の文書は原則としてスキャンして電子データへ変換し、電子データを正本として文書管理システム上で管理。（東京都武蔵野市）
- ・ 公印申請のあった紙起案文書のうち電子起案に切り替えられそうなものは、電子起案を促している。（東京都町田市）
- ・ 東日本大震災により被災した公文書を復旧したものを電子化してシステム上で管理。（岩手県陸前高田市）
- ・ 文書管理システムと電子決裁システムの連携により、紙媒体の電子化を推進。（茨城県美浦村）

## (参考条文)

### 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

#### （地方公共団体の文書管理）

**第三十四条** 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

### 公文書館法（昭和62年法律第115号）

#### （責務）

**第三条** 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

#### （公文書館）

**第四条** 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

**2** 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

**第五条** 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

**2** 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。